

論文

犯罪統制と排除

— 犯罪機会論の台頭 —

本 柳 亭*

はじめに

問題の所在

犯罪予防に特化した「先制型」の犯罪統制が進んでいる。1970年以降、犯罪予防の活動が急速に拡大しているのは、アメリカやイギリスに代表される欧米社会である。

欧米の犯罪統制を象徴するのが、居住住宅の要塞化である。マイク・デイヴィスによれば、ロサンゼルスに暮らす人々は、社会的・空間的に分断化が進んでいる。富裕層が「堅固に固められた小単位」で自らを囲い込む一方で、貧困層は劣悪な居住環境である「恐怖の場所」に押し込まれている。都市空間は、「新住民と旧住民、貧者と富者との間に起きるいかなる空間的相互交渉をもたせない」、分離した「要塞都市」として再編されている [Davis 1990=2001: 189, 195]。グローバル化と情報化により、産業構造の転換を迎えたアメリカでは、雇用機会から排除された「アンダークラス」と呼ばれる新たな貧困層が増大している [Wilson 1996=1999: 96-7]。監視カメラの先進国として有名なイギリスには、400万台以上の監視カメラが存在し、その数は世界の5分の1を占めている。

ロンドン市民は、監視カメラによって一日に平均300回も撮影されている [『NEWSWEEK (日本版)』2004.3.10]。

犯罪予防に特化した「先制型」の犯罪統制は、都市空間の分断と断絶を招き、「社会的排除」の圧力を上昇させている⁽¹⁾。欧米では、ある特定の空間から特定の集団を排除する「社会的排除」が作用した結果、高い堀やフェンスを張り巡らせた「ゲートッド・コミュニティ」やアンダークラスが居住する「ゲッター」が誕生している。ジョック・ヤングは、近代から後期近代への移行が、同化と結合を基調とする「包摂型社会」から、分断と排除を基調とする「排除型社会」への移行であると主張している。排除型社会では、被害の最小化を目指した「保険統計主義」に基づいた犯罪統制が採用されている [Young 1999=2007]。

欧米の後を追うように、日本でも犯罪予防に特化した「先制型」の犯罪統制が展開されている。今日の犯罪統制に大きな影響を与えているのが、警察庁による「安全・安心まちづくり」と呼ばれる治安政策である。この政策は、ハード面の施策である「環境設計活動」とソフト面の施策である「地域安全活動」を軸としてお

*早稲田大学大学院社会科学研究所 2010年博士後期課程満期退学 (指導教員 田村正勝)

り、法的には「生活安全条例」⁽²⁾の後押しを受けながら展開されている。その目標は、住民の協力と地域社会の再生を試みることによって、警察・住民・コミュニティの三位一体の治安管理を実現することにある。さらに、バイオメトリクスやRFID (Radio Frequency Identification) を活用することによって、「データとしての個人」を管理する「新しい監視」も積極的に進められている。

本論文の目的は、排除型社会で採用されている保険統計型の犯罪統制が、日本でも展開されていることを明らかにすることである。

第一章では、「安全・安心まちづくり」についてハード面とソフト面の両面から考察する。ハード面の施策である「環境設計活動」に関しては、「防犯カメラ」の設置に焦点を当てる。ここでは、「環境設計活動」が進展する過程とその背後にある「防犯環境設計」と呼ばれる思想を整理した上で、「防犯カメラ」をめぐる問題点を明らかにする。ソフト面の施策である「地域安全活動」に関しては、防犯パトロール活動に焦点を当てる。ここでは、「地域安全活動」が進展する過程とその背後にある「われ憲理論」と呼ばれる思想を整理した上で、防犯パトロール活動の問題点を明らかにする。

第二章では、地方自治体が制定する「生活安全条例」に着目しながら、犯罪統制の法的側面について考察する。近年「生活安全条例」は、罰則規定のないものから罰則規定を伴うものへと変容している。ここでは、「生活安全条例」の変遷とその背後にある「法益保護の早期化」「厳罰化」という刑法の動向を整理した上で、「生活安全条例」の問題点を明らかにする。

第三章では、従来の監視とは異なる「新しい

監視」の動きに焦点を当てながら、日本で展開されている「先制型」の犯罪統制と、排除型社会における保険統計型の犯罪統制の接点を考察する。ここでは、日本の犯罪統制が「排除」を志向する保険統計型の犯罪統制であることを明らかにする。

第一章 「安全・安心まちづくり」の進展

第一節 犯罪統制のハードの側面

「安全・安心まちづくり」の具体化

ハード面とソフト面の施策である「安全・安心まちづくり」が実施された当初、警察は「高い検挙水準を維持していくことは今後ますます困難な課題となっていく」[田村 1994: 30]という「治安悪化」に対する将来的予見を持つ一方で、依然として日本の安全水準の高さを自認していた。ところが、犯罪認知件数の急激な増加や検挙率の低下を警察が強調し始めたことから明らかなように、近年は「治安の悪化」という警察の現状認識に基づいて治安政策が展開されている。

住民の理解と協力を根底に据えた治安政策の展開は、裏を返せば、「警察だけが安全確保の主体であるとする位置づけはできない」[田村 1994: 36]という「警察力の限界」を露呈している。警察学論集では、「安全・安心まちづくりを進めるに当たっては、地域住民の参加が不可欠」とし、「多くの地域住民の参加を得るためには、安全・安心なまちづくりの受益者は地域住民自らであり、当該活動への参加という『受益者負担』を担わなければ利益を得られない、すなわち犯罪の被害は少なくなるならないという『危機』意識を共有してもらう必要がある」という警察側の主張が展開されている[伊

藤智 2006: 183]。このように、「安全・安心まちづくり」が展開される背景には、「治安の悪化」と「警察力の限界」という警察自身による二つの現状認識が垣間見える。

警察庁は、2003年から「街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策」を掲げ、「安全・安心まちづくりの推進」を展開しているが、この治安政策は2003年に突然登場したわけではない。警察レベルで治安対策に乗り出したのは、この政策が登場する10年前の1993年である。警察庁保安部内に「国民生活の安全を守るための施策を研究する会（生活安全研究会）」が設置されたのが1993年であり、同じくこの年には「安全・安心まちづくり」の二つの施策の原型がすでに提示されている。

二つの施策のうち、まず積極的に展開されたのが、ソフト面の施策である地域安全活動である。地域安全活動の概念が確立したのは1993年であるが、翌年の『平成6年版 警察白書』では、「今後、安全で安心な生活の実現のためには、警察が地域住民の視点に立って、より地域に密着した幅広い活動を展開するとともに、警察とボランティアが連携を強化し、安全で住みよい地域社会づくりを行っていくことが重要である」[警察庁編 1994: 1]と記されており、地域安全活動の必要性がすでに説かれている。

一方、ハード面の施策である環境設計活動は、1997年から研究が開始されており、2000年に制定された「安全・安心まちづくり推進要綱」において、導入のための基本的な基準が提示された。この基準を受けて全国で展開されているのが、警察による「街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）」や「街頭防犯システム（コミュニティセキュリティカメラ）」の設置であ

る[黒澤 2002: 7-9]。

このように、「安全・安心まちづくり」の研究と具体化は、約10年の歳月を要している。『平成6年版 警察白書』では、まだ環境設計活動について言及されておらず、当初はソフト面の施策である地域安全活動を中心に、警察による治安政策が展開されていた。しかし、『平成16年版 警察白書』の中で「犯罪防止に配慮した環境設計」の記述が加わったことが示すように、地域安全活動の強化とともに、ハード面の施策である環境設計活動の研究と具体化が進められてきたのである。かくして、「安全・安心まちづくり」のハード面とソフト面の両面が揃うことになる[清水 2007: 36-70]。

ハードの側面の成果

警察庁による「安全・安心まちづくり」のハードの側面を代表するのが、「防犯カメラ」の設置である。近年は、金融機関やコンビニエンスストア、書店などの民間の施設だけではなく、学校や商店街などの公共空間にも「防犯カメラ」が設置されている。

2002年には、警察主導により新宿区歌舞伎町に「防犯カメラ」が導入された。「防犯カメラ」設置の目的は、「犯罪が発生する蓋然性の極めて高い繁華街等における犯罪の予防と被害の未然防止を図る」ことである。撮影された映像は、専従の担当者によって24時間体制でモニタリングされており、録画された映像は、警視庁本部のハードディスクに一週間保存されたのちに上書き消去されることになっている。

警視庁は、「防犯カメラ」が犯罪捜査や犯罪抑止に効果的であったとして、2002年には新宿歌舞伎町に、2004年には渋谷区宇田川町地区と

豊島区池袋西口地区に、2006年には台東区上野二丁目地区に、2007年には港区六本木地区に、「防犯カメラ」を設置している。さらに警視庁は、防犯灯、非常用赤色灯、非常ベル、防犯カメラ、インターホン等を設置した「街頭緊急通報システム」を2001年から全国的に導入している。街頭緊急通報システムは、2001年度および2002年度は国費によるモデル事業として、2003年度からは国からの補助事業として整備が進められ、2010年3月末現在の整備数は、12都府県で461台である〔警察庁編 2010: 97〕。

しかしながら、今日の「防犯カメラ」の導入には、警察のみならず、住民の意思が大きく反映されている。たとえば、2000年には上野中町商店街と中野ブロードウェイが、2003年には池袋のサンシャイン60通り商店会が、「防犯カメラ」を自発的に設置している。住民の自発性に基づいた「防犯カメラ」の導入で、特に注目を集めているのが東京都世田谷区の成城である。成城では、警視庁成城署の呼びかけによって、住民が自ら「防犯カメラ」の費用を負担し、管理を行っている。東京都八王子市でも、住民の費用負担による「防犯カメラ」の設置が進められている。

防犯環境設計

犯罪統制のハード面に大きな影響を与えている理論が「防犯環境設計」である。

犯罪統制のハード面の施策である環境設計活動は、建物、道路、公園、街路などの物理的環境の設計によって、犯罪の発生を予防する防犯活動である。この環境設計活動が参考としているのは、1970年代以降にアメリカで発展した「環境設計による犯罪予防（CPTED =

crime prevention through environmental design)」、通称「防犯環境設計」である。防犯環境設計という概念は、アメリカのジャーナリストであるジェーン・ジェイコブス、建築家であるオスカー・ニューマン、犯罪学者であるレイ・ジェフリーらの理論を基礎としている。

ジェイコブスは、1961年に『アメリカの大都市の死と生』の中で住宅の高層化が犯罪を誘発していることを指摘している。この著書は、環境が市民の安全性に与える影響を論じた最初の業績である。同じくニューマンも、1972年に『守りやすい住空間』の中で、1950年代から1960年代にアメリカで建てられた公営住宅が、犯罪の温床となっていることを指摘している。防犯環境設計論の先駆けとなったジェイコブスとニューマンの問題提起を受けて、犯罪と環境設計のテーマにはじめて取り組んだのが、ジェフリーである。ジェフリーは、1971年に『環境設計による犯罪予防』の中で、犯罪実行前に環境を直接コントロールし、犯罪を予防する必要性を説いている。ジェフリーによって展開された、環境工学に基づいた犯罪予防論が「防犯環境設計」である〔瀬川 1998: 129-30〕。

防犯環境設計には、「対象物の強化」「接近の制御」「監視性の確保」「領域性の確保」の四つの特徴がある〔樋村編 2003: 149-51; 日本建築学会編 2005: 69-72〕。第一の「対象物の強化」は、対象を強化することによって、物理的に犯罪企図者の犯行に対抗することである。具体的には、頑丈な錠や窓ガラスの使用などが挙げられる。第二の「接近の制御」は、対象への接近経路を物理的・空間的に制約することによって、犯行の機会を奪うことである。具体的には、堀や門扉の強化などが挙げられる。第三の「監

視性の確保」は、対象物および対象物への接近経路に監視の目を配置することによって、犯罪企図者の行動を抑制することである。具体的には、周囲からの見通しの確保や防犯カメラの設置などが挙げられる。第四の「領域性の確保」は、敷地の境界を明確にすることによって、居住者の帰属意識を高めることである。具体的には、空き地の活用や共有スペースの管理などが挙げられる。

「防犯カメラ」の問題点

環境設計活動の問題点として、「防犯カメラ」の問題点を上げよう。

第一に、「防犯カメラ」の問題点は、「防犯カメラ」の効果が不明瞭な点である。防犯カメラ整備地区の刑法犯認知件数を、各地区の運用開始前年と2010年とで比較すると、歌舞伎町が1,865件から1,623件へ、渋谷が1,722件から1,519件へ、池袋が3,232件から1,875件へ、上野2丁目が505件から342件へ、六本木が1,231件から900件へと減少している〔警視庁 2011〕。「防犯カメラ」による犯罪抑止効果は、各地区で一定の成果を挙げているといえよう。

しかし、「防犯カメラ」による犯罪抑止の因果関係は明確に示されていない。防犯カメラの効果に関しては、「安全・安心まちづくり」を積極的に推進する前田雅英が、「防犯カメラは、その地区の凶悪犯と侵入窃盗の抑止には非常に大きな効果を有し、非侵入窃盗にも一定の効果がある」〔前田 2003a: 510〕と主張している。ところが、「一定の効果がある」と指摘していた置き引きやひったくりなどの「非侵入窃盗」も、前田自身により「路上のカメラの導入によって著しく減少したとまでは言えない」

〔前田 2003b: 162〕と訂正されている〔「生活安全条例」研究会編 2005: 39-40〕。「防犯カメラ」の犯罪抑止効果に対する研究が最も進んでいるイギリス内務省が2002年に公表したCCTV (closed-circuit television) に関する評価研究でも、抑止効果や犯罪の転移の有無については明確な結論が出されていない〔岡本 2005: 627-8〕。

第二に、「防犯カメラ」の問題点は、プライバシーの侵害という点である。渥美東洋によれば、プライバシー概念は、「個人が自分で自己の行為は他からの監視を受けないと期待するに止まる期待」を意味する「主観的期待」と、「主観的期待が、社会一般の側からみても『もっとも』で合法だと評される」までに至った期待を意味する「客観的期待」の二つに区分することができる。不穏な事態が発生しかねない公共空間は、「主観的期待」だけが認められる領域であるが、不穏な事態の発生が予測される公共空間は、「主観的期待」のみならず「客観的期待」も認められる領域である〔渥美 1989: 41〕。何の不審事由や不穏事態の生じていない店舗や街頭は、「客観的期待」が認められる領域である。したがって、「客観的期待」が認められる領域での干渉は、厳格な実体要件と手続要件を充足しなければ許されない。しかし、「防犯カメラ」による撮影や録画からプライバシーを保護する法律の整備が不十分なために、使用目的や使用方法が明らかにされない「防犯カメラ」が野放図に設置されている。住民のプライバシーよりも、設置者の不安が優先される傾向にあるといえよう。カメラの可視性や録画データの利用期間の明示が不十分な状態で増大する「防犯カメラ」は、外部からの不審者に対する「防犯」と

しての役割のみならず、内部の人間に対する「監視」としての役割を果たし始めている。

第二節 犯罪統制のソフトの側面

ソフトの側面の成果

警察庁による「安全・安心まちづくり」のソフトの側面が「地域安全活動」である。防犯ボランティア団体の54.7%が、「自治体・警察からの助言」をきっかけに活動をはじめていることからわかるように〔警察庁編 2004: 54〕、警察の後押しのもとで、地域安全活動は活発な動きを見せている。警察庁の統計によれば、自主防犯活動を行う地域住民・ボランティア団体（以下「防犯ボランティア団体」）の数とその構成員数は、近年急増している。2009年12月末現在、警察が把握している防犯ボランティア団体は、全国で4万2,762団体である。これらの団体の構成員は約260万人であり、その多くは、町内会、自治会その他の地域住民による団体や子どもの保護者の団体に属している〔警察庁編 2010: 96〕。

地域安全活動は、組織化された地域住民による防犯パトロール活動と、警察と各種事業者・法人等との「ネットワーク」による活動の二つに区分することができる。

警察と各種事業者・法人等とのネットワークによる活動は、警察と警備会社・コンビニ・タクシー会社・新聞販売店・郵便局との「ネットワーク」を基盤とした防犯活動である。たとえば、コンビニは「第二の交番」としての役割を警察から期待されている。2000年に警察庁は各都道府県警察に「コンビニエンスストアの地域安全活動への参画推進方策」という通達を出し、コンビニに対して「防犯カメラ」設置など

の防犯指導のみならず、「少年の健全育成」に努めることや「防犯連絡所」としての指定を要求している〔清水 2007: 49, 80〕。

警察とNPOの連携も活発化している。防犯活動を主体とするNPOの中でも特に有名なのが、特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルズ（以下「ガーディアン・エンジェルズ」）である。ガーディアン・エンジェルズは、全国で26の支部を設立している。毎日24時間専従で活動するフルタイム・メンバーは少数で、自由な時間に活動を行うパートタイム・メンバーで構成されている。防犯パトロール活動の目的としては、「姿を見せて住民に安心感を与え、犯罪を抑止すること」「地域や安全に関心を持つこと」「地域の連帯感を高めること」「体感治安を回復すること」の四点が掲げられている。

また、地域住民の活動拠点を中心とした自主防犯活動を支援するため、警察庁は2005年度から「地域安全安心ステーション」推進事業を実施している。地域安全安心ステーションは、「安全安心パトロールの出動拠点」「地域安全情報の集約・発信拠点」「安全安心のための自主的活動の参加拡大の拠点」の三つの機能をもち、警察庁から「安全・安心のための自主的活動の拠点」として位置づけられている〔警察庁 2011〕。住民ボランティアによる自警団や委託を受けた警備会社社員らが常駐する「民間交番」の設置も、この推進事業のもとで進められている。

割れ窓理論

町内会や防犯ボランティアに代表される「地域安全活動」が参考としているのは、1980年代

以降からアメリカで試みられている「コミュニティ・ポリシング (community policing)」である。この活動は、法執行活動だけではなく、住民と一体となった警察活動を目指している。コミュニティ・ポリシングは、「九つのP」として次のように定義されている。

コミュニティ・ポリシングとはフィロソフィ (philosophy) であり、個々の顔を持った (personalized) 警察官による警察活動 (policing) であり、特定の警察官によるパトロール (patrols) 等の活動が同一の地域で定着性 (permanent) を持って地域の特定の場所 (place) を根拠として行われるものであり、事件・事故の事後よりは、むしろその発生前の段階から予防先行的 (proactive) に、民間協力 (partnership) の下で、様々な問題 (problems) を把握し解決することを目的として行われるものである。[島田 1994: 75]

ジョージ・ウィルソンとジェームズ・ケリングが提唱した「割れ窓理論 (broken windows theory)」の実践は、コミュニティ・ポリシングの一つといえよう。ここでの「割れ窓」とは、窓ガラスが割られていても放置されているような、住人の目が届かない「監視性の低さ」と住人自身の当事者意識が薄い「領域性の低さ」を示している。割れ窓の放置は、犯罪を誘発する大きな要因となるのである。そのため、「割れ窓理論」では、ゴミを投げ捨てること、落書きをすること、通りで車の窓ふきを申し出ること、物乞いをする事などの小さな秩序違反行為が犯罪を招き、治安悪化の呼び水になると考

えられている。

この「割れ窓理論」を応用したことで有名なのが、軽犯罪法や条例違反のような迷惑犯罪についても重要犯罪と同様に取り締まる、「ゼロ・トレランス (不寛容)」と呼ばれる政策である⁽³⁾。ゼロ・トレランス政策とは、裁量の余地なく違反に対しては厳格に対処する犯罪対策である。ニューヨーク市は、警察官5,000人を採用し、徒歩パトロールと軽微な犯罪の取り締まりを徹底することで、ニューヨークから「割れ窓」の一掃を図った。

防犯パトロール活動の問題点

地域安全活動の問題点として、防犯パトロール活動の問題点を取り上げよう。防犯パトロール活動の問題点は、防犯パトロール活動の監視対象が「不審者」である点である。監視する対象は、「犯罪者」ではなく「不審者」である。たとえば、「生活時間が多くの人とは異なるさまざまな職業についている人」「失業者や野宿者など厳しい生活を強いられている人」「精神病患者や知的障害者や在日外国人など社会的に厳しい差別の対象とされている人」など、多くの人とは異なる生活リズムやスタイルの人々が「不審者」として扱われてしまうという問題がある [[「生活安全条例」研究会編 2005: 35-6]。

芹沢一也によれば、防犯パトロール活動が、住民同士の和気あいあいとした雰囲気の中で、エンターテイメントとして消費されるという奇妙な現象が発生している。こうしたパトロールの当事者たちを芹沢は「エンターテイメントを楽しむ見物客」と呼び、無邪気に治安管理を社会に引き入れていると批判している [芹沢 2006: 213-8]。「割れ窓理論」に基づいた防犯パ

トロール活動は、「監視性」と「領域性」を確保するうえで効果的である。しかし、「割れ窓」を探し出す住民のまなざしが、秩序を逸脱する人間や行動に対して過敏になると、防犯ボランティアは「逸脱者を監視し隔離するシステム」へと変貌してしまう。

第二章 「生活安全条例」の進展

第一節 「生活安全条例」の変容

「生活安全条例」の制定

犯罪統制の法的側面として、「生活安全条例」の制定が挙げられよう。警察法改正により1994年に「生活安全局」が設置されて以来、「防犯」「生活安全」「安全・安心まちづくり」の実現を目的とした「生活安全条例」の制定が進められている。市町村レベルでは1994年から、都道府県レベルでは2002年から条例の制定が始まっており、都道府県よりも市町村での制定が先行したという特徴がある⁽⁴⁾。

小泉内閣の全閣僚を構成員とする「犯罪対策閣僚会議」が2003年に設置され、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」が作成された。この計画の第一課題に挙げられたのが、「地域社会の連帯と安全で安心なまちづくりの実現」であり、具体的課題として、「自主防犯活動の全国的共有」や「犯罪対策に関する条例制定の支援」が掲げられている。かくして、国の政策としても、生活安全条例の制定を積極的に推進していく姿勢が示されることになる〔安達2006: 9〕。制定当初は罰則規定がなかった生活安全条例であるが、2000年代に入ると罰則規定を伴う条例が次々と制定されていった。罰則規定のないものから罰則規定を伴うものへと「生活安全条例」が変容していった背景には、先述

のように、「治安の悪化」と「警察力の限界」という警察自身による現状認識がある。

たとえば、全国の都道府県に先駆けて「生活安全条例」を制定した大阪府では、次のような現状認識が示されていた。

大阪府下における刑法犯の認知件数は、平成13年には約32万7,000件に上り、平成3年の84%増と激増し、東京都における約29万2,000件を上回り、全国最多を記録した。なかでも、ひったくり、路上強盗や自動車盗等の街頭犯罪や大阪教育大学附属池田小学校多数児童殺傷事件等子どもが被害者となる犯罪の増加が目立ち、大阪の安全を大きく脅かすに至っている。〔後藤2002: 23〕

東京都でも、「最近の東京都の憂慮すべき犯罪状況を考えると、治安を回復させるためには、警察の力だけに期待することは難しい現状にある」〔竹花 2004: 83〕という現状認識のもと条例が制定されている。

生活安全条例の範疇に属する初めての条例は、1979年に定められた京都府長岡京市の「長岡京市防犯推進に関する条例」である。その後しばらくは制定の動きはなかったが、京都府岩滝町の「岩滝町防犯条例」を皮切りに、島根県出雲市の「出雲市生活安全条例」、三重県伊勢市の「伊勢市防犯活動の推進に関する条例」など、1994年には全国の32市町村において生活安全条例が制定されている〔横山 1996: 68-9〕。

生活安全条例の効果としては、「問題解決能力の向上」「広範な住民の参加」「地域住民の自主活動促進」「民間防犯組織に対する助成等」

が挙げられている [樋村編 2003: 180]。

「生活安全条例」の三類型

条例の名称や規定内容は各自治体によって様々であるが、生活安全条例は「理念提示型」「防犯型」「融合型」の三つに分類することができる [安達 2006: 9-12]。

第一の「理念提示型」とは、制定初期の規則規定のない生活安全条例である。1994年以降の初期の条例では、出雲市条例に代表されるように、「市町村及び市町村民の責務」「目的達成のための市町村が行う具体的事業」「生活安全推進協議会ないしは防犯協議会の設置」「協議会の市町村に対する意見陳述」などが規定されているだけであり、運動推進という理念を具体化したものにすぎなかった。

第二の「防犯型」とは、端的に「防犯」を目的とした生活安全条例である。大阪府の「大阪府安全なまちづくり条例」では、従来の生活安全条例で謳われてきた目的に加えて、「安全に配慮した道路、公園等の普及」と「犯罪による被害防止のために必要な規制等」という目的が加わっている。鉄パイプやバットを目的外で所持する行為に対して罰金を科すことが象徴するように、「防犯型」では、従来処罰の対象とされていなかった行為を処罰化する規定も設けられている。

第三の「融合型」とは、従来の「防犯」や「防災」の目的に、「環境美化」の目的を加えた生活安全条例である。路上禁煙地区での喫煙に対して行政罰である「過料」を適用したことで全国的に有名になった東京都千代田区の「千代田区生活環境条例」、道路や公園などにペットのフンを放置すると罰金を課す東京都杉並区の

「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」は、「融合型」の条例である。

第二節 刑法の動向

法益保護の早期化

東京都千代田区の「千代田区生活環境条例」に代表されるように、「生活安全条例」で課される罰則は「行政罰」である。刑事訴訟法に基づいて警察などの捜査機関の捜査と裁判手続きを経て課されるのが「刑事罰」であるのに対して、行政上の義務違反に対して行政機関が裁判を経ないで課することができるのが「行政罰」である [「生活安全条例」研究会編 2005: 9]。行政罰は刑法の範疇に含まれない罰則であるが、罰則規定の伴う「生活安全条例」の制定は、今日の刑法の動向を色濃く反映したものになっている。

刑法の第一の特徴は「法益保護の早期化」である。社会統制手段の中でも、「究極の手段」である刑法は「ウルティマ・ラティオ」であり、他の制裁手段では対処できないものだけを扱うべきであると考えられてきた。この思想は、「国民の人権に対する強烈な干渉をとまなう刑罰を法律効果とする刑法はなるべく謙抑的に発動されるべきである」という刑法の謙抑性（謙抑主義） [山中 1999: 50] を示すものである。

しかし、不正アクセス禁止法、組織犯罪対策法、児童虐待防止法、DV防止法、ストーカー行為等規制法など、近年は法益保護の前倒しが進んでいる。体感治安の悪化に伴い、「法益の侵害という結果が発生する以前の危険な行為または実行の着手以前の予備行為を一個の独立した犯罪として処罰する」 [金 2001: 4] 傾向が強まっており、刑事立法の姿にも変化が生じてい

る。刑法のウルティマ・ラティオ原則は、完全に軽視されているといえよう。

犯罪の「事前排除」を目的とする法益保護の早期化は、「抽象的危険犯」の増加を招いている。法益侵害の具体的危険の発生を犯罪構成要件とする「具体的危険犯」に対して、「抽象的危険犯」は法益侵害の抽象的危険の発生を犯罪構成要件としている。すなわち、抽象的危険犯とは、法益侵害が具体的に発生していなくても、法益侵害の抽象的危険のみで成立してしまう犯罪形式である [堀内 1998: 64-5]。

刑法が保護対象とする法益は、生命・身体・財産などの「古典的法益」だけに限られているわけではない。「名誉、あるいは宗教感情といった観念的な法益、公共の秩序、国家のシステム、環境、福祉、静謐、さらには経済システム・機能、行政作用といったような抽象的、普遍的な利益」 [堀内 1998: 64] が、近年は法益として考えられている。

従来のように、「古典的法益」のような「具体的法益」の保護が問題であった社会では、法益の侵害を認識することが可能であり、具体的危険が生じた時点で犯罪の成立を認めれば十分であった。しかし、「抽象的法益」や「超個人的法益」が問題となる社会では、行為と法益の侵害という結果との間に因果関係を認めることが困難になる。そのため、法益を保護しようとするならば、法益にとって危険と予測される行為を徹底的に処罰することが必要となるのである。

多様化する法益の動きには二つの方向性がある。第一に、「具体的法益」から「抽象的法益」への拡大である。生命・身体・財産に加えて、安全・環境・情報・信用などが新たに法益とし

て追加されている。第二に、「個人的法益」から「超個人的法益」への展開である。法益の保護範囲は、個人の利益の保護に重きが置かれていたが、その後集団の利益や秩序の保護にまで及ぶようになった [堀内 1998: 64]。今日の刑法の役割は、具体的な法益に対する直接的な侵害から国民を保護することだけでは不十分なのである。

法益が抽象化・拡大化する現代社会では、従来よりもその保護領域を前に移行させることによって問題の解決を試みている。刑法理論は、潜在的犯罪者である個人を威嚇し、犯罪の阻止を目指す「消極的一般予防論」から、市民全体の規範意識を強化し社会システムの維持を目指す「積極的一般予防論」へと移行しているのである [金 2001: 20]。この移行は、損害の未然防止が何よりも重要であることを示している。

厳罰化

刑法の第二の特徴は「厳罰化」である。少年法の改正に代表されるように、処罰の厳罰化は、犯罪の「事後排除」を目的としている。なぜなら、処罰の厳罰化は、厳罰を科すことにより、犯罪者の社会復帰を目指すものではなく、犯罪者の社会からの排除を目指しているからである [土井 2010: 216]。

アメリカやイギリスでは、犯罪の「事後排除」を目的とした厳罰化が日本以上に進んでいる。厳罰化を象徴するのが、アメリカの「三振法」と称される法律である。制定された州によって詳細は異なるものの、三振法とは、三度目の重罪を犯した者が25年から無期までの刑を科せられるという法である。1993年のワシントン州、

1994年のカリフォルニア州および連邦法「暴力犯罪統制及び法執行法」を筆頭に、同法は20を超える州に広がっている。アメリカでは、刑務所は犯罪者を改善することはできなくても、少なくとも刑務所に閉じ込めている間はその者による犯罪を防ぐことができるという発想のもと、再犯の可能性の高い犯罪を選別し、拘禁を長期化する対策が案出された。犯罪者を社会から隔離することによって再犯を防止する効果を「無害化」と呼ぶが、アメリカの厳罰政策は「無害化」への傾斜といえよう⁽⁵⁾ [鮎田 1999; 山本 2005: 8-9]。いつの時代にもある「けしからぬ行為」や「準犯罪的な行為」は、「犯罪的な行為」となり、その周囲には「インフォーマルな禁止／予防」が曖昧な形で広がっている [Young 2007 = 2008: 38]。

「生活安全条例」の問題点

犯罪統制の法的側面の問題点として、「生活安全条例」の問題点を取り上げよう。

第一に、「生活安全条例」の問題点は、制定された「生活安全条例」に市民の声が的確に反映されているか否かが定かではない点である。オウム真理教（現アレーフ）の拠点がある東京都世田谷区や池田小児童殺傷事件が発生した大阪府のように、地域の特殊事情による条例制定もある。しかし、条例制定のきっかけとして多いのは、防犯協会による陳情や都道府県警による要請である。条例の制定は自治体により様々であるが、「生活安全条例」の制定は防犯協会や各都道府県警が中心となりながら進められている [「生活安全条例」研究会編 2005: 13-7]。

第二に、「生活安全条例」の問題点は、住民を主体とした監視体制が強化される点である。

自治体における「生活安全条例」の制定が、警察主導のもと、町内会、自治会、防犯協会、NPOなどの既存の団体の防犯活動への動因を容易にし、新たに地域における防犯団体の結成と住民による監視体制の組織化を促すという一面もある [清水 2007: 245]。

第三章 排除型社会

第一節 監視社会化

新しい監視

犯罪予防に特化した「先制型」の犯罪統制を後押ししているのが、「監視社会化」の動きである。監視社会化は、日本のみならず、国際的にも強化されている。

国際的に監視社会化を促したのは、2001年9月11日にアメリカで起きた同時多発テロである。9・11以前から監視社会化が進んでいた欧米であるが、9・11以後になると、捜査権限の拡大やIDカードの導入など、テロリズムへの対処と市民監視を強化し、市民的自由を大幅に制限する措置が相次いで取られている。日本でも、「Nシステム」と呼ばれる自動車ナンバー自動読み取りシステムの導入、盗聴法（通信傍受法）の制定、住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）の稼働、個人情報保護法をはじめとする表現・メディア規制、有事法制の成立など、市民の活動に対する監視と統制が進んでいる [田島 2003: 29-30]。

今日進展する監視社会化は、従来の現象とは異なる「新しさ」がある。新しい監視を代表するものとして、「顔認証システム」が挙げられよう。顔認証システムとは、目と目の間隔、鼻、口、耳の位置、骨格などから、人間の顔をデジタルデータ化し、あらかじめ設定され

た人物データファイルと照合して、個人を特定するシステムである。アメリカでは、観客の人相と犯罪者の人相を自動照合する監視装置が、スーパーボウルの会場入口に設置された。日本でも、2006年に地下鉄「霞が関」駅の改札口で顔認証システムの導入実験が行われている [田島・斎藤編 2006: 73-4]。

デイヴィッド・ライアンによれば、監視とは「個人の身元を特定しうるかどうかはともかく、データが集められる当該人物に影響を与え、その行動を統御することを目的として、個人データを収集・処理するすべての行為」 [Lyon 2001 = 2002: 13] を意味する。現在個人の行動は、データとして随時蓄積されており、その蓄積された「データとしての個人」によって個人の行動は管理されている。データ化された個人は、あらゆる空間に遍在し、個人の行動を監視する。すなわち、今日進展する監視社会化とは、「人による人の監視」から「マシンによるデータの監視」へという「監視の主体と対象の移動」を意味している [鈴木 2005: 505]。

監視社会の「監視」には、「身元特定」と「社会的整序」という二つの特徴がある。ライアンによれば、「身元特定」が従来の監視と共通した特徴であり、「社会的整序」が従来の監視にはない「新しさ」である [Lyon 2009 = 2010: 25-6]。

第一の特徴である「身元特定」とは、ある特定の人間とデータを結びつけることである。身元特定は「監視の出発点」 [Lyon 2009 = 2010: 11] である。個人データは、組織によって日常的・体系的な形で着目されている [Lyon 2009 = 2010: 13]。身元特定を飛躍的に進化させたのがバイオメトリクスである。バイオメトリクス

の利点は、「ほとんど全ての人間が備えている身体的な特徴を使うこと、そして、なりすましがしにくいなど低リスクで、かつ非侵襲的、さらに高速性」 [Lyon 2009 = 2010: 153] である。

第二の特徴である「社会的整序」とは、人々を分類してグループ分けをすることにより、「好ましい人」と「好ましからざる人」を弁別することである。異なった人々に対して異なった扱い、条件、サービスが提供される [Lyon 2009 = 2010: 58-9]。オスカー・ガンジーは、人々を異なった階級に分けて差別することを「一望監視的整序」と呼んでいる [Gandy 1993]。

ライアンによれば、「監視 — 見張ること — という同一の過程が、可能性を広げると同時に束縛をかけ、配慮にも管理にも関わる」 [Lyon 2001 = 2002: 14]。監視には「配慮」と「管理」の二つの側面があるが、監視の「管理」の側面が強調された社会が監視社会であるといえよう。

犯罪機会論の台頭

犯罪予防に特化した「先制型」の犯罪統制を考察してきたが、日本の犯罪統制の特徴は、第一に、犯罪の事前排除を目指した犯罪統制であり、第二に、犯罪が発生しにくい環境作りに特化した犯罪統制である。

この特徴を象徴するのが、「犯罪原因論」から「犯罪機会論」への移行である。従来の犯罪対策の理論は、「犯罪原因論」と呼ばれており、犯罪が起きた時にその原因を究明し、原因を取り除くことにより犯罪を防ぐというものであった。この対策は、「ある人間は罪を犯すが、それ以外の人間は罪を犯さない」という犯罪者と

非犯罪者の明確な区別を前提としていた。それに対して、「犯罪機会論」は、犯罪の機会をできるだけ減らして犯罪を未然に防止しようとするものである。この対策では、犯罪性が低い者でも犯罪機会があれば犯罪を実行し、犯罪性が高い者でも犯罪機会がなければ犯罪を実行しないと考えられており、犯罪者と非犯罪者の明確な差異はない〔竹花 2004: 83; 小宮 2005: 26-30〕。

次節では、日本で台頭する「犯罪機会論」と排除型社会における保険統計型の犯罪統制の接点を考察する。

第二節 保険統計型の犯罪統制

保険統計主義

ヤングによれば、包摂型社会から排除型社会への変容は、「逸脱者や不審者を同化させようとする社会」から「逸脱者を分離して排除する社会」への変容を意味する〔Young 1999=2007: 77〕。包摂型社会に対応するのが「福祉国家」である。福祉国家の戦略とは、「病人や逸脱者や未熟練者」を「入院と治療、カウンセリング、職業訓練ないし再訓練の期間ののちに、はじめて〈社会〉復帰させるということ」〔Gouldner 1971=1978: 97〕である。したがって、福祉国家を背景とする包摂型社会が依拠する犯罪学は、「加害者の責任」「犯罪の原因」「犯罪への対処」「犯罪者の更正」などを問題とする「新古典派犯罪学」であった。それに対して、ポスト福祉国家を背景とする排除型社会が依拠する犯罪学は、犯罪者の収監や更生を問題とせず、「犯罪の抑止」だけを問題とする「保険統計的犯罪学」である〔Young 1999=2007: 118-9〕。

ヤングは、保険統計主義について次のように述べている。

保険統計主義の中心にあるのはリスク計算である。それは精度の高い確率論的解析であり、そこで注意が向けられるのは問題の原因ではなく、その問題が起こる蓋然性である。保険統計主義にとって重要なのは、正義ではなく、被害の最小化である。それが目的とするのは、世界から犯罪をなくすことではなく、損傷を最小限にする効果的手段である。それが追求するのは、ユートピアをつくりだすことではなく、敵意に満ちたこの世界に堀で囲まれた小さな楽園をできるだけ多くつくりだすことである。〔Young 1999=2007: 170〕

排除型社会は、「犯罪を減らすために、人々に犯罪を起こす機会を与えないような障壁を設け、犯罪のリスクと被害を最小にするような予防政策」を提唱する「保健統計的犯罪学」を基軸としている。保険統計的犯罪学は、「犯罪それ自体」ではなく、「犯罪の可能性」に関心を寄せ、違法であるかどうかを問わず、あらゆる「反社会的行為」を対象とする〔Young 1999=2007: 118-9〕。

犯罪統制の対象の変容

欧米の「環境設計による犯罪予防」や「コミュニティ・ポリシング」を参考とする日本の犯罪統制は、保険統計型の犯罪統制の影響が大きいといえよう。以下では、保険統計型の犯罪統制という側面から、日本で展開されている予防に特化した「先制型」の犯罪統制を検討する。

保険統計型の犯罪統制と日本の犯罪統制の共通点は、第一に、「福祉国家の後退」という社会背景である。福祉国家の後退は、「矯正・社会復帰という目標を後退させ、規律テクノロジーを保険数理主義から離脱させるポスト規律・ポスト福祉国家的犯罪政策」〔酒井 2001: 288〕を進展させた。警察庁による「安全・安心まちづくり」や罰則規定の伴う「生活安全条例」が象徴するように、日本の犯罪統制も、犯罪者の更生を目的とした「事後的な介入」ではなく、逸脱者や不審者の排除を志向する「事前的な排除」が目的となっている。

保険統計型の犯罪統制と日本の犯罪統制の共通点は、第二に、「犯罪の可能性」を統制の対象とすることある。保険統計型の犯罪統制では、「犯罪それ自体」よりも「犯罪の可能性」に関心が寄せられている。同様に、日本の犯罪統制においても、テクノロジーを駆使した「新しい監視」が象徴するように、統制の対象となるのは、「統計的な『集合体』」〔伊藤康一郎: 2006: 78〕である。

今日の日本の犯罪統制は、「対象物の強化」「接近の制御」に代表される、管理の対象者の内面を問わない統制手法を特化させているといえよう。たとえば、防犯パトロール活動の目的の一つは、「領域性の確保」により地域に対する信頼を醸成することである。しかし、防犯パトロール活動は「不審者」を監視し、事前排除するという側面が強化されている。同様に、犯罪統制の法的側面も、犯罪者を更正させ、社会復帰を目指すことよりも、犯罪の事前排除、犯罪者の無害化による事後排除に特化した展開を見せている。

犯罪予防に特化した「先制型」の犯罪統制に

より、犯罪は「リスク」として処理されている。犯罪統制の対象は、自己決定の主体としての「個人」から、規律の内面化を伴わない「リスク」へと変容している。

〔投稿受理日2011.6.18／掲載決定日2011.6.30〕

注

- (1) 阿部彩によれば、社会的排除とは、「人びとが社会に参加することを可能ならしめる様々な条件（具体的には、雇用、住居、諸制度へのアクセス、文化資本、社会的ネットワークなど）を前提としつつ、それらの条件の欠如が人生の早期から蓄積することによって、それらの人びとの社会参加が阻害されていく過程」を意味する〔阿部 2007: 131〕。社会的排除の「排除」という用語は、1960年代の半ばにフランスで貧困者救助活動を行っていた社会カトリック運動団体「ATD第4世界」によって最初に使用された。しかし、「排除」という用語に注目が集まるようになったのは、社会福祉の閣外大臣であったルネ・ルノワールが「排除された人びと——フランス人の10人に1人」を刊行してからである。そして、今日的な意味で「排除」が使用されるようになったのは、福祉国家の危機が語られ始める1980年代からである〔福原 2007: 12〕。
- (2) 地方自治体が制定した治安維持に関する条例は、「安全・安心まちづくり条例」「安全なまちづくり条例」「防犯まちづくり条例」「地域安全条例」「防犯推進条例」「犯罪防止推進条例」など、地方自治体によって条例の名称は様々である。本論文では、治安維持に関する一連の条例を総称して「生活安全条例」と呼ぶ。
- (3) ゼロ・トレランス政策を採用したことで知られる、前ニューヨーク市長のルドルフ・ジュリアーニは、「『割れ窓』を『ゼロ・トレランス』と等置するのは誤りである」と述べている。同様に、ジュリアーニに任命されたニューヨーク市警察本部長も、「ゼロ・トレランスという言葉は、ニューヨークの犯罪対策を的確に表現したものではない」と記している〔Kelling and Coles 1996=2004: 304〕。
- (4) 市町村での制定が先行した理由として、二つの理由が考えられる。第一に、当初の生活安全条例が「地域安全活動」の実現を意図していたという

- 理由であり、第二に、直接警察権限に関する規定がなかったため、警察権限を有する都道府県レベルでは条例を性急に制定する必要がなかったという理由である〔清水 2007: 227〕。
- (5) アメリカの刑事司法では、「社会復帰」「応報」「抑止」「無害化」の四つの目的がある。医療モデルでは「社会復帰」が強調されていたが、1984年に包括的犯罪規制法が制定されると、医療モデルから公正モデルへと転換し、「応報」と「抑止」が強調された。近年は、集中監督プロベーション、在宅拘禁、電子監視などの諸方策に見られる「無害化」が刑罰の目的の中心となっている〔鮎田 1999: 210〕。
- 参考文献**
- 阿部彩, 2007, 「現代日本の社会的排除の現状」福原宏幸編『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社, 129-52.
- 安達光治, 2006, 「生活安全条例 — 『リスク』と『監視』の意義に関する一考察」『犯罪社会学研究』31: 7-21.
- 渥美東洋, 1989, 「テレビカメラによる不穏な状況と犯罪状況の警察による撮影・録画を適法とした事例」『判例タイムズ』684: 36-45.
- 鮎田実, 1999, 「アメリカ合衆国における常習犯罪者対策としての“三振法”の概要と問題点 — カリフォルニア州を中心に」『法学新報』105(10・11): 203-29.
- Davis, Mike, 1990, *City of Quartz: Excavating the Future in Los Angeles*, Verso. (=2001, 村山敏勝・日比野啓訳『要塞都市LA』青土社.)
- 土井隆義, 2010, 『人間失格? — 「罪」を犯した少年と社会をつなぐ』日本図書センター.
- 福原宏幸, 2007, 「社会的排除／包摂論の現在と展望 — パラダイム・『言説』をめぐる議論を中心に」福原宏幸編『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社, 11-39.
- Gandy, Oscar H, 1993, *The Panoptic Sort: A Political Economy of Personal Information*, Westview.
- Gouldner, Alvin Ward, 1971, *The Coming Crisis of Western Sociology*, Heinemann. (=1978, 岡田直之・田中義久・矢沢修二郎ほか訳『社会学の再生を求めて』新曜社.)
- 後藤啓二, 2002, 「大阪府安全なまちづくり条例について」『警察学論集』55(8): 23-50.
- 樋村恭一編, 2003, 『都市の防犯 — 工学・心理学からのアプローチ』北大路書房.
- 堀内捷三, 1998, 「刑法における重点の変遷」芝原邦爾・井上正仁・西田典之編『松尾浩也先生古稀祝賀論文集(上巻)』有斐閣: 45-77.
- 伊藤康一郎, 2006, 「理性と感情 — リスク社会化と厳罰化の交差」『犯罪社会学研究』31: 74-85.
- 伊藤智, 2006, 「安全・安心まちづくりの具体的な取り組みの紹介(3・完)」『警察学論集』59(10): 168-98.
- 河合幹雄, 2004, 『安全神話崩壊のパラドックス — 治安の法社会学』岩波書店.
- 警察庁, 2011, 「自主防犯ボランティア活動支援サイト」, 警察庁ホームページ, (2011年7月13日取得, http://www.npa.go.jp/safetylife/scianki55/s-tation_jigyo/index.html).
- 警察庁編, 1994, 『平成6年版 警察白書 — 安全で住みよい地域社会を目指して』大蔵省印刷局.
- , 2004, 『平成16年版 警察白書 — 地域社会との連帯』ぎょうせい.
- , 2009, 『平成21年版 警察白書』ぎょうせい.
- , 2010, 『平成22年版 警察白書』ぎょうせい.
- 警視庁, 2011, 「街頭防犯カメラシステム」, 警視庁ホームページ, (2011年7月13日取得, <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/seian/gait-oukamera/gaitoukamera.htm>).
- Kelling, George L and Coles, Catherine M, 1996, *Fixing Broken Windows: Restoring Order and Reducing Crime in Our Communities*, The Free Press. (=2004, 小宮信夫監訳, 大塚尚〔ほか〕訳『割れ窓理論による犯罪防止 — コミュニティの安全をどう確保するか』文化書房博文社.)
- 金尚均, 2001, 『危険社会と刑法 — 現代社会における刑法の機能と限界』成文堂.
- 小宮信夫, 2005, 『犯罪は「この場所」で起こる』光文社.
- 黒澤正和, 2002, 「環境設計による安全・安心まちづくりの推進について」『警察学論集』55(1): 1-11.
- Lyon, David, 2001, *Surveillance Society: Monitoring Everyday Life*, Open University Press. (=2002, 河村一郎訳『監視社会』青土社.)
- , 2009, *Identifying Citizens: ID Cards as Surveillance*, Polity Press. (=2010, 田畑暁生訳『膨

- 張する監視社会 — 個人識別システムの進化とリスク』青土社.)
- 前田雅英, 2003a, 「防犯カメラの役割と設置の要件」河上和雄先生古稀祝賀論文集刊行会編『河上和雄先生古稀祝賀論文集』青林書院: 501-18.
- , 2003b, 「犯罪統計から見た新宿の防犯カメラの有効性」『ジュリスト』1251: 154-62.
- 日本建築学会編, 2005, 『安全・安心のまちづくり』丸善.
- 岡本美紀, 2005, 「街頭防犯カメラシステムの導入をめぐる諸問題」『法学新報』112(1・2): 597-633.
- 酒井隆史, 2001, 『自由論 — 現在性の系譜学』青土社.
- 瀬川見, 1998, 『犯罪学』成文堂.
- 「生活安全条例」研究会編, 2005, 『生活安全条例とは何か — 監視社会の先にあるもの』現代人文社.
- 芹沢一也, 2006, 『ホラーハウス社会 — 法を犯した「少年」と「異常者」たち』講談社.
- 島田尚武, 1994, 「生活安全局の設置について」『警察学論集』47(10): 108-21.
- 清水雅彦, 2007, 『治安政策としての「安全・安心まちづくり」 — 監視と管理の招牌』社会評論社.
- 鈴木謙介, 2005, 「監視批判はなぜ困難か — 再帰的近代におけるリスク処理の形式としての監視」『社会学評論』55(4): 499-513.
- 田島泰彦, 2003, 「『監視社会』と市民的自由 — その批判的考察」『法律時報』75(12): 29-34.
- 田島泰彦, 斎藤貴男編, 2006, 『超監視社会と自由 — 共謀罪・顔認証システム・住基ネットを問う』花伝社.
- 竹花豊, 2004, 「東京都における緊急治安対策について」『警察学論集』57(1): 53-92.
- 田村正博, 1994, 「21世紀のコミュニティと安全」『警察学論集』47(9): 21-47.
- , 2007, 『今日における警察行政法の基本的な考え方』立花書房.
- Wilson, William J, 1996, *When Work Disappears: The World of the New Urban Poor*, Alfred Knopf. (= 1999, 川島正樹・竹本友子訳『アメリカ大都市の貧困と差別』明石書店.)
- 山本俊哉, 2005, 『防犯まちづくり』ぎょうせい.
- 山中敬一, 1999, 『刑法総論 I』成文堂.
- 横山雅之, 1996, 「『生活安全条例』の制定と地域安全活動の効果的推進」『警察学論集』49(7): 64-81.
- Young, Jock, 1999, *The Exclusive Society: Social Exclusion, Crime and Difference in Late Modernity*, Sage Publications. (= 2007, 青木秀男・伊藤泰郎・岸政彦・村澤真保呂訳『排除型社会 — 後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版.)